

上峰町立小中学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

上峰町教育委員会

目 次

1 計画の趣旨・現状	3
2 目標	4
3 計画期間	4
4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	5
5 関連する取組、今後のフォローアップ	6

I 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

- 本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の公布について(通知)」(令和7年6月18日7文科初第793号文部科学事務次官通知)で示されたとおり、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)が公布され、令和8年4月1日(一部の規定については、公布の日又は令和8年1月1日)から施行されることを受け、同法第8条に基づき策定するものである。
- 上峰町では、本計画を学校及び町長部局と連携して総合的に推進するとともに、保護者や地域住民の理解と協力を得ながら、教育職員のウェルビーイング(心身の健康と幸福)の確保に努めていく。上峰町教育大綱に掲げている通り、まちの持続可能性を高めていくためには、本町が歴史的に培ってきた、人やモノが交流する拠点としての特性、豊かな自然に囲まれた環境等の特性を生かし、若さにあふれ、活力がみなぎるまちとなるよう、だれもが学び、つながりをもてる土壌づくりをより推進することが肝要である。これらの理念の実現のためには、各学校の教育職員がやりがいをもって子どもたちとかわることができるよう、支援体制を整えることが重要である。
- 取組状況や課題については、本町定例教育委員会において継続的に検証を行い、学校の現状や社会情勢の変化等に応じて計画を適宜見直し、実効性の高い「学校における働き方改革」を不断に推進していくものである。

(2) 上峰町の現状

- 上峰町では、これまで教育職員の働き方改革を教育課題の一つとして位置付け、業務の適正化や校務の効率化、学校行事の精選、部活動の負担軽減等に取り組んでいる。
- 学校における働き方改革推進の具体的な取組
 - ・夏季休業中の閉庁日の設定
 - ・校務支援システムの導入による業務の効率化
 - ・町費講師、学校生活支援員、ICT支援員等の配置
 - ・部活動指導員の任用、部活動の地域展開に向けた取組の推進

- このような取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度実績は以下のとおりである。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	月平均	月45時間を上回る割合
小学校	22.39 h	7.8 %
中学校	44.30 h	37.9 %

1か月当たりの時間外在校時間が45時間を超える教育職員の割合が、小学校は7.8%、中学校は37.9%である。中学校では体育大会が令和7年度に初めて1学期開催となり1学期の行事が多かったことによる時間外在校等時間の増加が要因の一つだと考えられる。加えて生徒指導や不登校、発達障害等生徒個々への対応の複雑化、問題行動等に係る保護者対応の増加、部活動指導の業務負担等が要因としてあげられる。教育職員の心身の健康保持は教育の質の維持・向上に直結する喫緊の課題である。

2 目標

本計画において、目指す目標は、以下のとおりである。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1か月の時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合が100%になることを目指す。
- ・1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間が前年度を下回ることを目指す。
- ・年間における時間外在校等時間が360時間以下になることを目指す。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。

3 計画期間

令和8年度～令和11年度までの4年間とする。ただし、国・県の制度改革、取組の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

上峰町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務3分類」を踏まえた業務の見直し

① 学校以外が担うべき業務

- 登下校時の通学路における日常的な見守り活動
 - ・青パト、地域住民等による通学路の見守り活動を継続する。必要に応じて、町長部局及び警察署と連携し、見守り体制を強化する。
- 放課後から夜間などにおける郊外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後から夜間における見回りについて、学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。また、校警補導連絡協議会において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
- 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応
 - ・保護者や地域からの過剰な苦情、不当な要求など学校だけでは解決が難しい事案に対し、法務相談体制を構築する。必要に応じ、町の顧問弁護士を活用する。

② 学校以外が担うべき業務

- 調査・統計等への回答
 - ・校務支援システムの機能、「一人一台端末」の活用等により、各種調査の回答に係る業務を軽減する。また、類似調査の削減、照会様式の統一化や明瞭化に努める。
- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
 - ・ICT 支援員が中心となって各学校からの問い合わせに随時対応する。
- 部活動
 - ・上峰町部活動及び認定地域クラブ活動の在り方に関する方針を策定し、休日の活動休止日の設定、練習時間の短縮等を徹底する。令和8年度から13年度の地域展開改革実行期間内に可能な部分から随時展開を図っていく。

③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備・教材作成の補助
 - ・学校業務支援員に、授業で活用する資料等の印刷、小テスト等の採点補助、資料整理等を担わせる。
- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を活用し、学校と外部関係機関の連携、支援体制を更に強化する。

(2) 学校における措置の推進

- 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- 目的等が不明確で活動等が形骸化し十分な効果が見込めない場合は積極的に見直しを図る。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- 時間外在校等時間が月80時間を超えるなど長時間労働による過労が疑われる職員やストレスチェックにより高ストレスが認められた職員へは、産業医等の面接指導を行うなど必要な取組を行う。
- 定時退勤日を週1回設定し、夏季休業期間中に町内一斉で学校閉庁日を設定する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 進捗状況の把握と公表

- 町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を確実に把握し、定例教育委員会において報告を行う。あわせて、ホームページで公表する。
- 時間外在校時間に係る目標の達成状況については、サービス管理システム等を活用し、月単位、年単位で把握する。
- ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標については、ストレスチェックの結果を活用し、多角的に分析・評価を行う。

(2) 学校への指導・支援の強化

- 各学校の状況を定期的に確認し、本計画の目標達成に課題が見られる学校に対しては、速やかにヒアリングや指導を行う。特に、長時間勤務が常態化している教育職員がいる学校、休憩時間の確保が十分にできていない学校に対しては、当該年度内に改善が図られるよう、個別の支援・指導を重点的に行う。

(3) 多様な専門人材の確保と関係部局との連携

- 児童生徒への多面的な支援と教育職員の負担軽減を両立させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門人材に加え、医療・福祉関係機関との連携の更なる強化を図る。

(4) 計画の見直しと継続的な改善

- 本計画は、国や県の動向、および町内の実施状況を踏まえ、適宜見直しを行う。PDCAサイクルを回すことで、実効性のある働き方改革を継続的に推進する。

